

## 〈2・3号認定〉 保育を必要とする事由・申請に必要な書類

2・3号認定を受けることができるのは、保護者及び生計を同じとする世帯員(60歳未満の祖父母・義務教育終了後の兄姉)が、次のいずれかに該当し、保育の必要性があると認定された児童です。保育の必要な事由や必要量に応じて保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分けられ、最大時間を超える保育を利用すると延長保育となります。認定を受けるには、保育が必要かどうかの確認のために、書類の提出が必要です。

事由	内容	保育時間の区別	必要な書類
就労	基本的に全ての労働 (月48時間以上)	原則月120時間未満は保育短時間 月120時間以上は保育標準時間	就労(内定)証明書 ※内定の場合は、就労後再度提出が必要。※入所希望月までに雇用期間が切れる場合申立書も必要
母親の出産	母親が出産の前後 (産前産後各8週間)	保育標準時間	母子手帳の写し(出産予定日のページ)
病気等	病気、心身の障がい	保育標準時間	疾病状況申立書(父母は医師等の証明が必要)
病人の看護等	常時、同居の家族の看護にあたる	保育短時間 ※看護等の時間に 応じて保育標準時間(要相談)	介護・看護状況申告書 (父母は医師等の証明が必要)
災害等	自然災害で家屋を損失等し その復旧にあたっている	保育標準時間	罹災証明書(子育て支援課に問い合わせてください)
求職活動	起業準備を含む	保育短時間 ※最大90日 注④	求職活動状況申告書(あればハローワークカードの写し、面接証明書)
在学、職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を含む	学校、職業訓練の時間に 応じて保育標準時間又は 保育短時間	在学証明書、カリキュラムなど訓練等の時間や期間のわかるもの(兄・姉の場合は学生証の写し)
児童虐待、DV	児童虐待やDVの場合	保育標準時間	保護証明書(子育て支援課に問い合わせてください)
育児休業	育児休業取得以前から既に 保育を利用している児童の 継続利用(出産した児童の 満1歳の誕生日の前日が属 する月末まで)	保育短時間	就労(内定)証明書(育児休業欄への記載必須)
その他	上記に類する状態であると 市長が認めた場合	保育の必要な事由の時間 に応じて保育標準時間又は 保育短時間	保育の必要な事由の時間 に応じて保育標準時間 又は保育短時間

### そ の 他 必 要 な 書 類

その他の書類が必要な場合	提出書類
ひとり親家庭に該当する場合(事実婚は該当しません)	ひとり親家庭等申立書(毎年度提出)
同一世帯に在宅で障害者手帳等をお持ちの方がいる場合	在宅障がい児(者)申立書 ※添付書類は申立書に記載

### ★注意事項★

- ①保護者のどちらかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。
- ②上記の要件に該当していても、定員満数の場合は入所できないことがあります。
- ③特別な支援が必要な場合は、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、必ずお申し出ください。
- ④求職活動中でも保育所(園)へ入所を申し込むことができますが、入所した場合の求職活動での保育認定期間は、入所後90日を経過する日の属する月末までです。
- ⑤保育標準時間認定となる場合でも短時間を希望できます。逆は希望できません。

⑥保育必要量にかかわらず、保育所等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみです。勤務時間等終了後は速やかなお迎えをお願いします。

⑦育休からの復帰(就労)で申し込む場合、復帰日が1～20日の場合は復帰の前月から入所できます。  
21日～31日の場合は復帰する月からの入所となります。

## 保育が必要な理由等が変更になった場合等

### 認 定 変 更 申 請

入所(園)決定後、保育が必要な理由等が変更になる場合には、必ず速やかに届け出てください。

〈申請が必要な場合：入所(現況)申請時と状況が変化した場合〉

(例) 就職した(求職 → 就労)、離職した(就労 → 求職 または 退園)、  
妊娠した(就労 → 産前産後)、世帯員の増減(出産・結婚・離婚・転出等)、  
就労場所の変更(転勤等)や就労時間の変更等、転居・転出 など

※変更することが決まった時点(就労が内定した、母子手帳を取得した等)でお申し出ください。

※離職等の届出をされていないなど、虚偽の申請を行っていたことが発覚した場合には、  
認定取消(退所(園))となることがあります。

## 入所(園)に関してのお知らせとお願い

### ◆ 妊 娠 期 の 入 所 申 込 込 み ◆

妊娠期の入所申し込みも受け付けています。

令和4年度中に入所を希望される場合は、お申し込みください。

### ◆ 土 曜 日 の 保 育 に つ い て の お 願 い ◆

家庭で保育ができる方は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

保育を希望の方は、各施設にお問い合わせください。

### ◆ 広 域 入 所 ◆

① 吉野川市外に居住していて、吉野川市内の施設を希望される方は、居住地の自治体にご相談ください。ただし利用調整については、吉野川市内に在住の方を優先させていただきます。

② 吉野川市に居住していて、市外の施設を希望される場合は、早めに子育て支援課にご相談ください。

### ◆ 育 児 休 業 取 得 中 の 継 続 利 用 ◆

すでに施設を利用中の保育認定の児童については、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等児童福祉の観点から必要があると認められる場合には、保護者が育児休業取得中であっても、出産した児童の満1歳の誕生日の前日が属する月末まで、利用している施設において継続して保育を受けることができます。

現在利用している施設とは別の施設を希望される場合は環境の変化が発生するため、原則として、育児休業を理由とする保育認定に該当しなくなりますので、ご了承ください。

## 入所(園)申込の受付時期・提出先・提出書類

※市様式は、各保育施設等に備え付けているほか、市ホームページよりダウンロードできます。

※必要に応じ、書類を追加提出いただく場合があります。

【新規の方】…市の認定を受けていない方、認定はあるが市内認可保育施設等を利用していない方

【転園等の方】…市の認定を受けて令和4年3月末まで市内保育施設等をすでに利用しており、

令和4年4月から別の施設の利用を希望される方

※原則新規の方と同じ手続きとなりますが、マイナンバー届出書の提出は必要ありません。

### 1号認定 での申し込み

認定こども園に1号認定で入園される方は、入園申請 と 認定申請 の2つの手続きがあります。

#### 公立 / 私立 認定こども園

##### ◆入園申請

〈受付期間〉 令和3年10月1日(金)～10月15日(金) (土・日・祝日を除く)

※認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園は、10月29日(金)まで受付します。

〈受付時間〉 午前9時～午後5時

〈提出先〉 入園を希望する認定こども園

〈提出書類〉 認定こども園入園申込書

##### ◆認定申請

〈受付期間〉 令和3年11月1日(月)～11月17日(水) (土・日・祝日を除く)

〈受付時間〉 午前9時～午後5時

〈提出先〉 子育て支援課及び各支所(川島・山川・美郷)

〈提出書類〉 ①令和4年度子ども・子育て支援認定申請書

②マイナンバー届出書

③同意書兼誓約書

④1号 認定添付書類チェックシート

⑤内定通知書等(写し可)

⑥その他必要な書類(該当の方のみ:P5参照)

##### 【認定申請について】

吉野川市内の施設に1号認定で内定した方には、10月末頃各施設より入園内定通知書が発行されます。入園内定通知書と同時に認定申請書類をお渡ししますので、受付期間内に子育て支援課へ提出してください。認定申請には、各認定こども園から発行される入園内定通知書(写し可)を添付してください。

### 公立保育所・認定こども園/私立保育園・認定こども園

#### ◆令和4年度入所(園)申込の受付(4月入所以外の途中入所を含む)

〈受付期間〉 令和3年11月1日(月)～11月17日(水) (土・日・祝日を除く)

〈受付時間〉 午前9時～午後5時

〈提出先〉 子育て支援課及び各支所(川島・山川・美郷)

#### 〈提出書類〉

- ① 子ども・子育て支援認定申請兼入所(園)申込書(2・3号認定)
- ② 保育の必要なことを確認するための書類 (P5をご覧ください)
- ③ 同意書兼誓約書
- ④ マイナンバー届出書(新規の方のみ)
- ⑤ 2・3号 認定添付書類チェックシート
- ⑥ その他必要な書類(該当の方のみ:P5)

#### 【注意事項】

入所申請に必要な書類を全て揃えてから提出してください。

必要書類が不足している場合、受付できません。

#### ◆受付期間終了後の入所申し込み

子育て支援課及び各支所で随時受け付けしております。ただし、定員に空きのある場合のみ入所ができます。原則として入所日は毎月1日です。

申請をされる方は、入所月の前々月の末日までに書類を全て揃えて申請してください。

入所希望月は翌々月以降でしか申請できません。育児休業からの復帰等で、ご希望の入所月がある方はご注意ください。

## ◆1号 認定◆

吉野川市における公立認定こども園の1号認定選考基準

1. 継続児
2. 兄弟姉妹が継続児
3. 年齢が高い

※私立認定こども園1号認定は、各施設の基準により選考します。

## ◆2・3号 認定◆

2号・3号の利用施設の決定に当たっては、保護者の就労状況、家庭状況等を確認し、より保育の必要性が高いと考えられる児童が優先的に保育を利用できるよう調整します。

## ご 注 意 く だ さ い

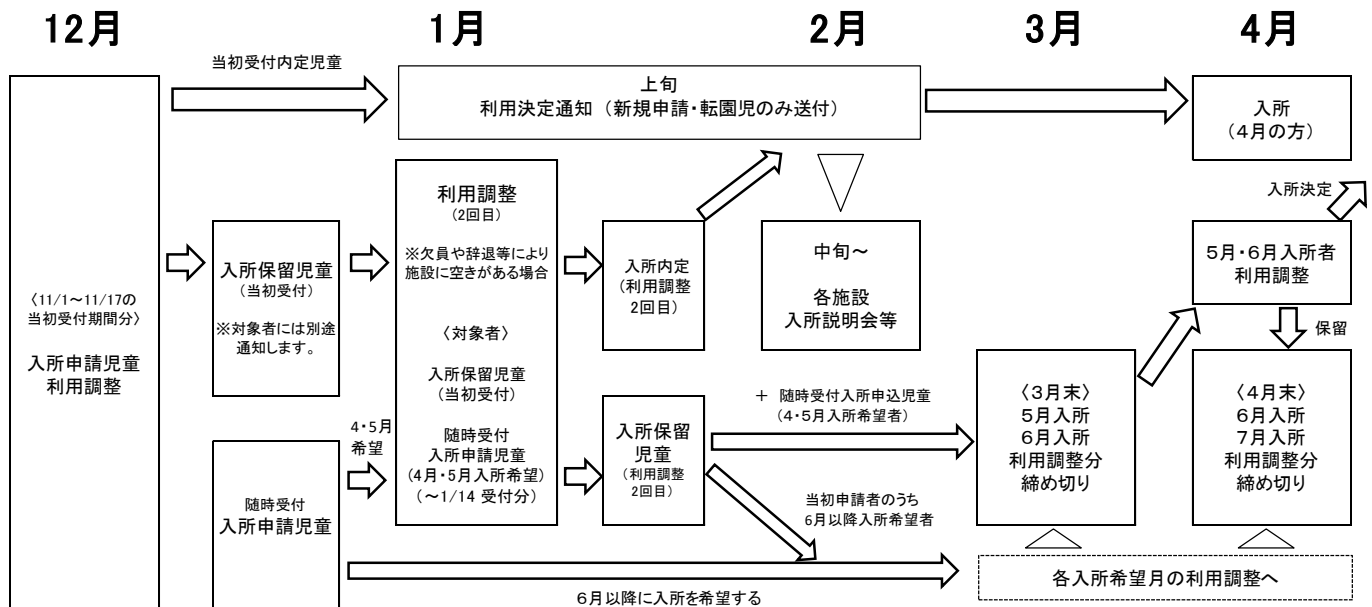
①第2希望以下の施設に入所(園)決定する場合があります。

入所(園)希望施設は、事前に条件が合うか確認し、決定した場合には必ず入所(園)できる施設のみ記入してください。決定後の辞退は適正な利用調整の妨げとなるため、再度入所申請をした場合の利用調整時は、減点対象となります。また、再度申請後に定員都合により施設に入所できず、利用保留となった場合、保留通知に「希望した施設に内定したが辞退した」という文言を記載します。

②保育の利用希望者が定員を上回り、希望された施設全てが定員に達した場合、入所(園)ができないことがあります。

③利用する施設が決定した後は、入所(園)月は原則変更できません。入所(園)希望月については、ご家族や勤務先とよく相談し申請してください。変更が必要であると認められる特別な事情を除き、入所(園)月を変更したい場合は、一度決定を辞退していただきます。再度新たな入所(園)希望月で申請をしてください。その場合、希望施設が定員満数で入所(園)出来ないことがあります。また、上記①のように決定辞退の減点があります。

(参考) 利用調整・入所決定の流れ



年度途中における利用調整について

1. 利用調整により入所保留となった方や随時受付にて入所申請を行った方について、希望施設に空きが出た場合は、月ごとの利用調整にて入所の調整をさせていただきます。
2. 4月以降の利用調整においては、入所希望月の2ヶ月前に行われる利用調整から調整対象となります。
3. 利用調整で入所保留となった方は、自動的に次月以降の利用調整の対象となります。入所(園)申請を取り下げの場合は、お申し出ください。
4. 随時申請の方は、入所希望月の前々月の末日までに書類をそろえて入所(園)申請を提出してください。期日を過ぎると、入所希望月の利用調整対象となりませんのでご注意ください。
5. 利用決定通知は新規申請・転園児のみ送付します。

認定申請・入所(園)申請 記入上の注意

- ①入所(園)申込及び認定申請の申請者(保護者)は、主たる生計者の氏名を記入してください。
- ②申込書の「記入例(表・裏面)」を参照し、ボールペンで記入してください。
- ③申込書は、入所を希望する児童1人につき1枚使用してください。
- ④「入所児童の世帯員」の欄は、生活の実態に基づき記入してください。  
(同居・別居にかかわらず、生計を同一にする児童の兄弟や祖父母を記入してください。)
- ⑤入所児童及びその他の世帯員の年齢については令和4年4月1日現在の年齢を記入してください。
- ⑥マイナンバー届出書の個人番号(マイナンバー)は、世帯全員の分を記入してください。
- ⑦申込書の表・裏面に記載されている事項をすべて確認してください。
- ⑧その他、不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。

# 保 育 料

原則、父母（支給認定保護者及びその配偶者）それぞれの課税額の合計で、保育料を決定します。

ただし、父母以外の者が家計の主宰者と判断される場合には、その方の税額を含めて保育料を算定します。住民税の更正や世帯の変更等があり申出をされた方は、申出の翌月より保育料を変更することができます。

## ① 年齢

令和4年4月1日現在の年齢（途中入所の場合も含む）で保育料を算定します。

年度途中で年齢が変わっても保育料算定上の年齢は変わりません。

令和4年度	
平成28年4月2日～平成29年4月1日生…5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生…2歳児
平成29年4月2日～平成30年4月1日生…4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生…1歳児
平成30年4月2日～平成31年4月1日生…3歳児	令和3年4月2日生以降…0歳児

## ② 算定対象の税

令和4年4月～8月分の保育料・・・令和3年度市町村民税

令和4年9月～令和5年3月分の保育料・・・令和4年度市町村民税

※税額控除は、調整控除以外の控除（住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等）は適用しません。

保育料は国基準額の変更に伴い改正することがあります。

## \* 吉野川市の保育料について（参考） \*

### ◎1号認定（教育標準時間認定）

保育料は無料です。

### ◎2号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定）

保育料は無料です。

### ◎3号認定

公立保育所・こども園/私立保育園・こども園 保育標準時間認定（カッコ内は短時間認定の額）（単位：円）

階層	保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします)		第1子		第2子(半額)		第3子以降
			0～2歳児		0～2歳児		0～2歳児
	年齢	減額	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等		
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	無料
2	市民税非課税世帯		0	0	0	0	
3	市 均等割のみ		11,000 (10,800)	7,000 (7,000)	5,500 (5,400)	0	
4	市民税所得割額 48,600 円未満		16,000 (15,700)	7,000 (7,000)	8,000 (7,850)	0	
5	48,600 円以上 57,700 円未満		20,000 (19,600)	7,000 (7,000)	10,000 (9,800)	0	
6	57,700 円以上 77,101 円未満		22,000 (21,600)	7,000 (7,000)	11,000 (10,800)	0	
7	77,101 円以上 97,000 円未満		24,000 (23,500)		12,000 (11,750)		
8	97,000 円以上 121,000 円未満		29,000 (28,500)		14,500 (14,250)		
9	121,000 円以上 145,000 円未満		34,000 (33,400)		17,000 (16,700)		
10	145,000 円以上 169,000 円未満		39,000 (38,300)		19,500 (19,150)		
11	169,000 円以上 235,000 円未満		45,000 (44,200)		22,500 (22,100)		
12	235,000 円以上 301,000 円未満		52,000 (51,100)		26,000 (25,550)		
13	301,000 円以上 397,000 円未満		56,000 (55,000)		28,000 (27,500)		
14	397,000 円以上		60,000 (58,900)		30,000 (29,450)		

○保育料表中、「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい者(児)を有する世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

★保育料の他に、保護者会費等の実費負担があります。

★私立認定こども園では、保育料のほかに各施設で定める特定負担が必要となる場合があります。詳しくは、別冊の施設情報をご覧ください。

★延長保育・一時預かり（幼稚園型）等の利用者は、別途保育料が必要となります。

## 給食費

3～5歳児（1号・2号）には、給食費（主食+副食）の負担があります。公立施設の負担額は以下のとおりです。

	主食費（ごはん）	副食費（おかず・おやつ）
1号認定	500円/月	3,500円/月
2号認定	500円/月	4,500円/月

私立施設の給食費については、別冊の施設情報をご覧ください。

### 副食費の免除について

国の制度で、すべての3～5歳児に対し、以下のように副食費が免除されます。

	年収360万円 未満 相当世帯	年収360万円 以上 相当世帯
1号認定	副食費を免除	小学校3年生以下の子から数えて第3子以降の児童は副食費を免除
2号認定	副食費を免除	小学校就学前の子から数えて第3子以降の児童は副食費を免除

さらに吉野川市では、国の制度で副食費免除の対象外となった児童にも、市独自で副食費の補助を行います。

市の補助対象者は、国基準の免除対象者以外の

18歳以下の子から数えて第2子以降のすべての3歳児～5歳児のお子様 です。

また、補助は 月額4,500円 を上限とします。

★主食費に免除・補助はありません。今までと同様、実費徴収となります。

★市の補助額は、給食提供日数等によって異なります。

★施設の副食費が市の補助額を超える場合、超えた分は自己負担していただくようになります。



◆公立・私立保育所（園）、公立認定こども園◆  
 保育料・給食費納期限（令和4年度）

令和4年 4月分	令和4年 5月 2日
令和4年 5月分	令和4年 5月 31日
令和4年 6月分	令和4年 6月 30日
令和4年 7月分	令和4年 8月 1日
令和4年 8月分	令和4年 8月 31日
令和4年 9月分	令和4年 9月 30日
令和4年 10月分	令和4年10月 31日
令和4年 11月分	令和4年11月 30日
令和4年 12月分	令和4年12月 26日
令和5年 1月分	令和5年 1月 31日
令和5年 2月分	令和5年 2月 28日
令和5年 3月分	令和5年 3月 31日

◆口座振替の方 納期限が振替日となっています。

口座振替取扱金融機関：阿波銀行 四国銀行 徳島大正銀行 麻植郡農業協同組合  
 四国労働金庫 徳島信用金庫 ゆうちょ銀行

※口座振替依頼書は吉野川市内の上記取り扱い金融機関、子育て支援課、各施設に備え付けています。

◆現金納付の方 月初めに納付書をお送りします。最寄りの指定納付場所で納期限内に納めてください。

納付場所：阿波銀行 四国銀行 徳島大正銀行 麻植郡農業協同組合  
 みずほ銀行徳島支店 四国労働金庫 徳島信用金庫  
 四国内のゆうちょ銀行

市役所会計課又は各支所 コンビニエンスストア スマートフォン決済等

原則、口座振替で納付いただいています。未登録の場合は、口座振替依頼書をご提出ください。

※私立認定こども園の保育料の納付については、納期限や納付方法が異なりますので、直接園にお問い合わせください。

◆一時預かり事業（幼稚園型）・延長保育事業 保育料◆

◎公立認定こども園（1号認定） 一時預かり事業（幼稚園型）

- ※同一世帯において2人以上の児童が同月に一時預かり保育を利用する場合、減額措置があります。
- ※生活保護法による被保護世帯は、無料になります。
- ※市から保育を必要とする認定を受けた場合、利用料は無償化の対象です。給食・おやつ代は必要です。
- ※利用は月10日までとします。

利用日	時 間	利用料（日額）
平日	14:00~18:30	250 円
平日 延長	18:30~19:00	100 円
長期休業日・ 土曜日	長期休業日 8:30~18:00 土曜日 8:30~17:30	1,000 円

- ☆平日は、利用料と別におやつ代（50円）が必要です。
- ☆長期休業日・土曜日は、利用料と別に、おやつ代（50円）と給食代（250円）が必要です。

◎公立保育所・公立認定こども園（2・3号認定）延長保育

- ※同一世帯において2人以上の児童が同月に延長保育を利用する場合、減額措置があります。
- ※生活保護法による被保護世帯は無料になります。

	利用時間	月 額	日 額
延 長 保 育	短時間児 16:30~18:30 16:30~17:30(土曜日)	2,000 円	200 円
	短時間児・標準時間児共通 18:30~19:00	1,000 円	100 円

○私立保育園・私立認定こども園の延長保育料・一時預かり保育料は施設情報をご覧ください。詳しくは、直接園にお問い合わせください。

◆保育料・延長保育料・一時預かり保育料は、状況により改正することがあります。

# 公立認定こども園（1号）入園までの流れ

## 10月1日～15日 入園申請

利用定員を超える申し込みがあった場合には、吉野川市の選考基準により決定します。

## 10月末 内定者へ入園内定通知を送付

## 11月1日～17日 認定申請

期間中に認定申請を行わない場合、内定を辞退したものとします。

## 1月上旬 認定決定通知・入園説明会の案内等の送付（新規申請・転園児のみ）

## 2月中旬 入園説明会

各施設で入園説明を行います。次のことについてあらかじめご承知ください。

### ① 開園時間

入園する施設の情報（P3-4）をご覧ください。

### ② ならし保育

園に通い始める児童は、集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、その期間は短い時間の保育となります。認定こども園では、1週間程度が午前中の保育になります。

### ③ 転園

年度途中での転園は、原則として認めておりません。

### ④ 退園

年度途中で退園する場合は、退園が分かった時点で園へ報告し、退園届を提出してください。

## 4月上旬 入園式

○私立認定こども園（1号）の入園までの流れについては、各園にお問い合わせください。

# 公立保育所・認定こども園(2・3号)入所までの流れ

11月1日～17日 認定申請兼入所申込

12月上旬 定員を超える希望者がある場合、利用調整を行います。

1月上旬 利用施設決定通知・入所(園)説明会の案内等の送付(新規・転園児のみ送付)  
全ての希望施設へ入所できない方には、その旨を通知します。

2月中旬 入所(園)説明会

各施設で入所説明を行います。次のことについてあらかじめご承知ください。

① 開園時間

入所(園)する施設の情報(P3-4)をご覧ください。

② ならし保育

保育所(園)・認定こども園に通い始める児童は、集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、その期間は短い時間の保育となります。

2週間程度は、午前だけの保育から段階的にならず保育の実施となります。

③ 転所(園)

年度途中での転所(園)は、原則として認めておりません。

④ 退所(園)

年度途中で退所(園)する場合は、退所が分かった時点で園へ報告し、退所(園)届を保育所(園)・認定こども園へ提出してください。

退所(園)届なく登園が無くなった場合、月に一日も登園した日がなくても、退所(園)届提出までの保育料を徴収します。

4月上旬 入所(園)式

○私立保育園・私立認定こども園における入園説明会から入園までの流れについては、各園にお問い合わせください。

## 連絡先一覧

### ☆保育所（園）

公立	鴨島呉郷保育所	鴨島町飯尾550番地24			
		TEL	24-7852	FAX	24-7852
私立	鴨島ひかり乳幼児保育園	鴨島町喜来323番地151			
		TEL	24-1282	FAX	24-1283

### ☆認定こども園

公立	鴨島東こども園	鴨島町牛島888番地1			
		TEL	24-8911	FAX	24-8922
公立	川島こども園	川島町乗村2421番地1			
		TEL	25-6690	FAX	25-6691
公立	高越こども園	山川町町94番地			
		TEL	42-2430	FAX	42-2400
私立	認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380番地			
		TEL	24-2435	FAX	22-0899
私立	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98番地1			
		TEL	24-2856	FAX	24-2857
私立	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266番地5			
		TEL	30-1212	FAX	30-1213
私立	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897番地9			
		TEL	24-2356	FAX	24-2356

吉野川市役所 子育て支援課

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1

TEL 22-2266 FAX 22-2245